

## 神奈川大学における〇〇〇高等学校の特別聴講学生の受入れに関する覚書

神奈川大学（以下「大学」という。）と〇〇〇高等学校（以下「高校」という。）は、「神奈川大学と〇〇〇高等学校との高大連携に関する協定書」（以下「協定書」という。）に基づき、大学における特別聴講学生の受入れについてこの覚書を取り交わす。

（生徒の受入れ）

第1条 大学は、大学が開講する授業科目について、聴講を希望する生徒（以下「特別聴講学生」という。）の受入れを行う。

（聴講期間）

第2条 聴講期間は、前期、後期のいずれか一方、又は通年とする。

（聴講科目の範囲等の決定及び高校への通知）

第3条 特別聴講学生として聴講できる授業科目（以下「聴講科目」という。）の範囲、受入れ人数及び受入れ条件については、大学の学部等が定める。

2 大学は、前項の聴講科目の範囲等を決定し、所定の時期までに高校に通知する。

（履修希望科目の通知）

第4条 高校は、聴講科目について生徒の聴講希望をとりまとめ、所定の時期までに大学に通知する。

（受入れの決定）

第5条 特別聴講学生の受入れの決定は、大学の学部等が行い、大学はその結果を所定の時期までに高校に通知する。

2 高校は、特別聴講学生として受入れが決定された生徒の写真を大学に提出する。大学は、個々の生徒について特別聴講学生証を交付する。

（成績評価等の取扱い）

第6条 大学は、特別聴講学生が履修した授業科目について成績評価及び単位認定は行わない。

2 大学は、特別聴講学生の出欠状況と総合的所見を記載した書類によって、履修結果を高校に報告する。

（聴講料等の取扱い）

第7条 大学は、登録料、聴講料は徴収しない。ただし、教科書・教材、実習等に係る特別な費用については、別途徴収することがある。

（受入れの取消し）

第8条 特別聴講学生が、その本分に著しく反する行為をしたとき、又は大学の学則もしくはこの覚書に違反したときは、特別聴講学生としての受入れを取り消す。

（事故等への対応）

第9条 高校は、特別聴講学生が大学において授業科目を聴講するに際し、必要な教育災害障害保険に加入させる。

2 聴講中の不慮の災害事故及び高校と大学の通学途中における事故等については、高校において責任を負担するものとする。

(有効期間)

第 10 条 この覚書の有効期間は平成〇年〇月〇日から 1 年間とする。ただし、期間満了までの 3 ヶ月前までに大学又は高校のいずれか一方から異議のないときは、この覚書はさらに 1 年間延長するものとし、以後もこの例による。

(協議)

第 11 条 この覚書に定めのない事項については、協定書第 5 項に定める協議会においてその都度協議するものとする。

この覚書は 2 通作成し、両者署名捺印のうえ各 1 通を保管する。

平成 年 月 日

平成 年 月 日

神奈川大学 学長

〇〇〇高等学校 校長

印

印